

【令和2年7月豪雨に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和2年7月豪雨の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日(※1)時点で、当該被災地域に居住している方であって、災害発生前から令和3年5月14日までに離職した方のうち、雇用保険求職者給付の給付制限期間が1か月に短縮される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

※1 地域ごとに災害救助法の適用となった日

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日（待期満了後1か月経過していない方は、1か月経過した日の翌日から来所日の前日）までの分（28日分が上限）の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内（長野局においては裏面のとおり）に居住していた方が対象です。
災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

令和2年7月豪雨によるハローワーク別災害救助法適用市町村

安定所	所在地	災害救助法適用区域
長野	長野市中御所3-2-3 TEL 026-228-1300	
松本	松本市庄内3-6-21 TEL 0263-27-0111	松本市、安曇野市
上田	上田市天神2-4-70 TEL 0268-23-8609	
飯田	飯田市大久保町2637-3 TEL 0265-24-8609	飯田市、阿南町、阿智村、下條村、売木村
伊那	伊那市狐島4098-3 TEL 0265-73-8609	伊那市、宮田村
篠ノ井	長野市篠ノ井布施高田826-1 TEL 026-293-8609	
飯山	飯山市飯山186-4 TEL 0269-62-8609	
木曾福島	木曾郡木曾町福島5056-1 TEL 0264-22-2233	木曾町、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村
佐久	佐久市原565-1 TEL 0267-62-8609	
小諸出張所	小諸市御幸町2-3-18 TEL 0267-23-8609	
大町	大町市大町2715-4 TEL 0261-22-0340	
須坂	須坂市墨坂2-2-17 TEL 026-248-8609	
諏訪	諏訪市上川3-2503-1 TEL 0266-58-8609	
岡谷出張所	岡谷市中央町1-8-4 TEL 0266-23-8609	

※ 災害救助法適用市町村数 4 9 市 3 6 町 1 3 村 計 9 8 市町村

【長野縣市町村数 4 市 4 町 6 村 計 1 4 市町村】